

【令和6年度用】

「鋸南町奨学生ふるさと定住促進補助金」申請書の添付書類について

次の書類を内容が鮮明にわかるように添付してください。

1 申請に必要な添付書類

- ①申請者が大学等を卒業したことを証する書類の写し（卒業証明書）
- ②対象となる奨学金の貸与を証する書類の写し（奨学金貸与証明書）
- ③対象となる奨学金の返還完了までの計画を確認できる書類の写し（奨学金返還証明書）
- ④対象となる奨学金の返還状況について確認できる書類（奨学金返還額証明書）
- ⑤住民票

【添付書類一覧表】

申請回数	①	②	③	④	⑤
初回	○	○	○	○	○
2回目以降	×	×	×※	○	○

※注意）提出済みの返還計画を変更した場合は、変更後の証明書を確認する必要がありますので、再度添付してください。

2 奨学金返還額証明書を申請する際の注意事項

- (1) 奨学金返還額証明書は、毎年添付する必要がある書類です。初回申請時のみ添付としている「奨学金返還証明書（奨学資金返還計画書）」とは別の証明書となりますので、混同しないように注意してください。
- (2) 証明する期間は、「令和6年1月1日（令和6年度返還開始者は、奨学金返還開始月の1日）から令和6年12月31日まで」と指定してください。（補助対象期間における奨学金の返還額と一致するように申請してください。）なお、令和6年中に転入してきた方については、鋸南町教育委員会教育課までお問い合わせください。
- (3) 奨学金によっては、証明書等の交付申請書様式に期間を指定する欄が無い場合もあるようです。申請する際には「返還期間を指定した証明が必要」旨を必ず申し出てください。期間の指定をしないと、返還開始から申請時点までの返還額総額の証明書が発行されてしまい、補助対象期間の返還額を確認できない場合があります。
- (4) 各奨学金団体への証明書類の請求は、発行に時間を要する可能性が考えられます、時

間に余裕をもってご準備ください。 ご不明な点はお問い合わせください。

3 各証明書の申請方法及び問合せ先

次に記載した申請方法は、各団体のホームページから情報を抜粋したものです。取扱いが変更となっている可能性がございますので、詳細は各団体のホームページ等をご確認いただくか、各団体にお問い合わせください。

(1) 日本学生支援機構 貸与奨学金

ア 申請方法

【奨学金貸与証明書、奨学金返還証明書及び、奨学金返還額証明書】

日本学生支援機構ホームページ内、情報提供サービス「スカラネット・パーソナル」から申請 第一種奨学金の証明書を依頼してください。

イ 問合せ先

奨学金返還相談センター（TEL：0570—666—301）

(2) 地方公共団体等が貸与する上記に類するその他奨学金等(鋸南町奨学金含む)

事前にご相談ください。